

<p>工 事業報告書</p> <p>才 収支計算書</p> <p>力 正味財産増減計算書</p> <p>キ 貸借対照表</p> <p>ク 財産目録</p> <p>ケ 事業計画書</p> <p>コ 収支予算書</p>	
<p>高額な役員報酬及び退職金</p> <p>役員の報酬は一般職員の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の指定職俸給表11号俸相当額の範囲内か。退職金の計算式は公益法人として適当か。</p>	<p>0</p> <p>× 0</p>
<p>委託先・発注先の公正性</p> <p>(1) 法人の行う事業（収益事業を含む。以下同じ。）に係る随意契約（地方公務員等済組合法施行規程（総理府・文部省・自治省令第1号）第30条（随意契約）第1項各号に掲げる事由に該当するものを除く。以下同じ。）に関し、委託先又は発注が3年以上連続して同一の者であることはないか。連続している場合、連続していることにつき合理的な理由があるか。</p> <p>(2) 法人の行う事業に係る随意契約に関し、委託先又は発注先となる企業は関係企業（法人の役員が当該企業の役員を兼務している企業及び法人が当該企業の株式を保有している企業をいう。以下同じ。）ではないか。委託先又は発注先が関係企業である場合、関係企業を委託先又は発注先として選定することに合理的な理由があるか。</p>	<p>0</p> <p>× 0</p>